

第 6 5 回 税 理 士 試 験 住 民 税

●はじめに

今年度の出題は、理論も計算も予想の範囲でした。出来映えはいかがでしたか？ 第一問の間2では、消費税率の引上げ時期の変更に伴う改正及び震災特例が出題されましたが、書けなくても合否への影響は少ないでしょう。理論は最終予想理論のAランク及びBランクの出題でした。計算はTACの答練問題に近い出題でしたので違和感なく解けたと思います。

例年の出題に較べて、理論及び計算のボリュームが少なかったために、第一問（理論）で60分～65分、第二問（計算）で55分から60分といった時間配分が理想的です。

理論・計算共に予想の範囲での出題であったため、良い結果が期待できます。

Z-65-I〔第一問〕解 答

問1 個人住民税の所得割及び均等割における非課税制度（非課税の基準となる金額を若干上回る所得を有する者に係る所得割の額の調整措置を含む。）について、その意義及び制度の概要を述べなさい。ただし、非課税所得並びに条例による減免、課税免除及び不均一課税について述べる必要はない。（配点不明）

〔1〕意 義 －3点－

住民税は、地域住民が行政に要する費用を負担することが基本であるが、担税力又は社会的立場を考慮して、一定の要件に該当する者については人的な非課税制度及び非課税基準となる金額を若干上回る所得を有する者については税負担の調整等の措置を設けている。

〔2〕道府県民税及び市町村民税の非課税（法24の5①②、法295①②） －7点－

道府県及び市町村は、法の施行地に住所を有しない者を除き、次のいずれかに該当する者に対しては道府県民税及び市町村民税の均等割及び所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課することができない。ただし、分離課税に係る退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日に①に該当する者に対しては、退職所得の分離課税に係る所得割を課することができない。

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- ② 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）

〔3〕均等割の非課税（法24の5③、法295③、令47の3） －10点－

(1) 市町村は法施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が次の基準に従い当該市町村の条例で定める金額以下である者に対しては均等割を課することができない。〔2〕

① 市町村の条例で定める金額は、その者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を条例で基本額として定める一定金額に乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該乗じて得た金額に、その条例で加算額として定める一定金額を加算した金額）とするものとする。〔3〕

② ①の基本額として定める一定金額は、35万円の範囲内において35万円に、又は、①の加算額として定める一定金額は、21万円を超えない範囲内において21万円に、生活保護の基準における地域の級地区区分ごとに、その区分に応じてそれぞれ該当する総務省令で定める率を乗じて得た金額を参酌して定めるも

のとする。 [2]

- (2) 道府県は、上記(1)の規定により個人の市町村民税均等割を課することができないこととされる者に対しては、市町村民税均等割と併せて賦課徴収すべき個人の道府県民税均等割を課することができない。 [3]

〔4〕所得割の特例（法付則3の3） －10点－

(1) 所得割の非課税

道府県及び市町村は、当分の間、道府県民税及び市町村民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について算定した総所得金額等の課税標準の合計額が35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課することができない。 [4]

(2) 所得割の調整

道府県及び市町村は、当分の間、上記(1)の非課税基準額が、当該納税義務者の前年の所得について算定した総所得金額等の課税標準の合計額から道府県民税及び市町村民税に係る外国税額控除までの税額控除適用後の所得割額の合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額を当該所得割額であん分して得た額をその納税義務者の道府県民税及び市町村民税に係る調整控除の規定適用後（配当控除、住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除又は外国税額控除の規定の適用がある場合には、その適用後）の所得割額から控除するものとする。 [6]

問2 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除制度（平成18年以前に家屋を居住の用に供した場合を除く。）の概要について、以下の事項に言及しつつ述べなさい。

- ・消費税（国・地方）率の5%からの引上げに伴う改正
- ・消費税率10%への引上げ時期の変更に伴う改正
- ・東日本大震災の被災者に対する措置

（配点不明）

〔1〕趣 旨 －2点－

この規定は、所得税の税額控除項目の1つとして、持家政策の促進と住宅投資を通じての内需拡大を目的として設けられたものである。

「税源移譲」の実施に伴う所得税と住民税の税率変動により、所得税において控除不足額が生じた場合で、申告等の要件を充足したときに控除するものとする措置に加え、所得税の控除不足額を住民税で控除する措置が追加的に設けられた。

〔2〕概 要 －18点－

(1) 道府県及び市町村は、平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、所得割の納税義務者が住宅の取得等をして平成21年から平成29年までの間に居住の用に供した場合において、前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額から前年分の所得税の額（住宅借入金等特別税額控除等の税額控除の適用があった場合には、その適用がなかったものとして計算した額）を控除した金額につき、道府県民税についてはその5分の2に相当する金額（所得税の課税総所得金額等の合計額の2%に相当する金額（当該金額が3万9千円を超える場合には、3万9千円）を限度とする。）を、市町村民税については、その5分の3に相当する金額（所得税の課税総所得金額等の合計額の3%に相当する金額（当該金額が5万8千5百円）を超える場合には、5万8千5百円を限度とする。）を、それぞれ所得割の額から控除するものとする。¹⁰

(2) (1)の規定は、所得割の納税義務者が当該年度の初日の属する年の3月15日までに、この規定の適用を受けようとする旨及び控除に関する事項の記載をした道府県民税及び市町村民税の「住宅借入金等特別税額控除申告書」を賦課期日現在の住所地市町村長に提出した場合に限り、適用する。

(3) 消費税率の引上げに伴う改正

居住年が平成26年4月1日から29年12月31日までの場合で消費税率8%又は10%が適用されたときには道府県民税については前記(1)の2%とあるのは2.8%と、3万9千円とあるのは5万4千6百円とし、市町村民税については前記(1)の3%とあるのは4.2%と、5万8千5百円とあるのは8万1千9百円とする。⁴

(4) 消費税率引上げ時期の変更に伴う改正

消費税率の10%への引上げ時期が平成27年10月1日から平成29年4月1日に変更されたことを受け、所得税と同様に適用期間を1年半延長し、平成31年6月30日までの入居分とした。（法附5の4の2、45）

²

(5) 東日本大震災の被災者に対する措置

住宅の新築取得等した者につき、被災後、居住の用に供することができなくなった日から平成29年12月31日までの間に住宅を新築取得等し居住の用に供し、引き続き居住の用に供している場合で、その被災者が再建住宅借入金等を有するときは、再建特例適用年（居住年以降10年間の各年）においては、その年の12月31日における再建住宅借入金等の金額の合計額の1.2%相当額を住宅借入金等特別控除額としてその

<TAC>税15 この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

者の再建特例対象年の所得税の額から控除し、控除されない額があるときは道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額から控除する。2

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。問1及び問2の配点が不明であるため、問1を30点・問2を20点と仮定しています。各項目についての配点は、あくまでも参考にしてください。

▶合格ライン◀

問1. 非課税制度については、昭和56・61・平成3・7・11・12・15・17・19及び23年度に出題されている。

注意すべきは、非課税制度の出題は「市町村民税の非課税制度」で出題されている点である。今年度は「住民税の非課税制度」として出題されているため、道府県民税についても述べなければならない。ボリューム的に配点は30点と予想しており、住民税の基本的な理論であることから、合格のためには25点以上の得点は欲しい。

問2. 概要を述べることは容易だが、出題の意図に沿って全体を回答するのは困難である。消費税率引上げ時期の変更及び東日本大震災の被災者に対する措置については、まず回答できる受験生はいないと考えられるので、書けなかったとしても合否には影響ないだろう。

また、申告手続は、この税額控除は所得税の確定申告書の提出を適用の要件としており、平成22年度から住民税の申告は要しないものとしている。留意的に規定は残されているため解答の一部として記載したものである。

配点は20点と予想しているが、(4)及び(5)の部分は回答が難しいため、13点程度得点出来れば良いだろう。

第一問の合格ラインは38点程度と考えられる。

第 6 5 回 税 理 士 試 験 住 民 税

Z-65-I [第二問] 解 答

○甲及び甲の家族の税額

氏 名	平成27年度分として 納付すべき税額の合計額	平成27年度分として納付すべき税額の内訳		
		県民税	市民税	
甲	106, 500	42, 100	64, 400	2
甲の妻	30, 500	11, 700	18, 800	2
甲の長男	0	0	0	2
甲の長女	6, 500	2, 100	4, 400	2
甲の妻の母	1, 087, 700	434, 600	653, 100	2

氏 名	特別徴収された 平成26年度分の税額	特別徴収された平成26年度分の税額の内訳		
		県民税	市民税	
甲	25, 400	25, 400	0	2
甲の妻	0	0	0	
甲の長男	0	0	0	
甲の長女	0	0	0	
甲の妻の母	650	650	0	2

○計算過程

【甲の税額】

I 各種所得の金額

給与所得	4,372,000	2	※ $6,140,000 - 1,768,000 = 4,372,000$ ※ $6,140,000 \times 20\% + 540,000 = 1,768,000$
配当所得			(1) 総合 (b 株式) 35,000
(総合)	35,000		(2) 申告分離 (c 株式・d 株式)
(申告分離)	108,000		$42,000 + 66,000 = 108,000$ ※ X 県民税配当割額 $42,000 \times 5\% + 66,000 \times 5\% = 5,400$
譲渡所得			(1) 上場 (e 株式)
(株式等・未公開)	△50,000		$568,000 - (164,000 + 4,000) = 400,000$ (2) 未公開 (f 株式・g 株式) ① $471,000 - (794,000 + 4,000) = \triangle 327,000$ ② $194,000 - (315,000 + 2,000) = \triangle 123,000$ ③ ①+②=△450,000 (3) (1)+(2)=△50,000 ※ X 県民税株式等譲渡所得割額 $400,000 \times 5\% = 20,000$

II 課税標準

総所得金額 4,407,000 4,327,000+35,000=4,407,000

上場株式等に係る
配当所得の金額 108,000 [2] 未公開株式等に係る譲渡損は生じなかったものとみなす。

合 計 4,515,000

III 所得控除額

社会保険料控除 641,500

生命保険料控除 61,500 [2] (1) 旧一般分

$$27,500 + (64,000 - 40,000) \times \frac{1}{4} = 33,500$$

(2) 個人年金分

$$58,000 > 56,000 \quad \therefore 28,000$$

(3) (1) + (2) = 61,500

地震保険料控除 25,000 [2]

(1) 旧長期

$$5,000 + (10,000 - 5,000) \times \frac{1}{2} = 7,500$$

(2) 地震

$$36,000 \times \frac{1}{2} = 18,000$$

(3) (1) + (2) = 25,500 > 25,000 $\therefore$ 25,000

医療費控除 76,000 [2]

$$(52,000 + 124,000) - 100,000 = 76,000$$

$$\text{※ } 100,000 < 4,515,000 \times 5\% \quad \therefore 100,000$$

(注) 甲の長男は住民税非課税となるため、長男の支出した医療費を甲が支出したものとして控除することが考えられるが、甲の長男(別生計)に係る医療費は対象外である。

配偶者特別控除 160,000 [2]

$$670,000 - 60,000 = 610,000$$

甲の合計所得金額 1,000万円以下

$$\text{※ } 760,000 - 600,000 = 160,000$$

$$\text{※ } 600,000 < 610,000 \leq 650,000 \quad \therefore 600,000$$

扶養控除 450,000

$$\text{甲の長女 } 1,010,000 - 650,000 = 360,000 \leq 380,000$$

$\therefore$ 特定扶養親族

基礎控除 330,000

1,744,000

IV 課税所得金額

課税総所得金額 2,663,000 4,407,000 - 1,744,000 = 2,663,000

上場株式等に係る
課税配当所得の金額 108,000

[千円未満切捨]

V 所得割額

X県民税 40,605

Y市民税 60,977

1. 算出所得割額

(1) 課総

$$2,663,000 \times \begin{cases} 4\% = 106,520 \\ 6\% = 159,780 \end{cases}$$

(2) 上場配当

$$108,000 \times \begin{cases} 2\% = 2,160 \\ 3\% = 3,240 \end{cases}$$

$$(3) (1) + (2) = \begin{cases} 108,680 \\ 163,020 \end{cases}$$

2. 調整控除

$$2,663,000 > 2,000,000$$

$$50,000 + 180,000 - (2,663,000 - 2,000,000) < 50,000$$

$$\therefore 50,000$$

$$50,000 \times \begin{cases} 2\% = 1,000 \\ 3\% = 1,500 \end{cases}$$

3. 配当控除

$$2,663,000 + 108,000 \leq 10,000,000$$

$$35,000 \times \begin{cases} 1.2\% = 420 \\ 1.6\% = 560 \end{cases} \quad \boxed{2}$$

4. 住宅借入金等特別税額控除

$$(1) 260,000 - (151,000 - 35,000 \times 10\%) = 112,500$$

$$(2) 2,398,000 \times 7\% = 167,860 > 136,500 \quad \therefore 136,500$$

$$(3) (1) < (2) \quad \therefore 112,500$$

$$112,500 \times \begin{cases} \frac{2}{5} = 45,000 \\ \frac{3}{5} = 67,500 \end{cases} \quad \boxed{2}$$

5. 寄附金税額控除

$$\text{※} (1) 50,000 - 2,000 = 48,000$$

$$\text{※} 18,000 + 17,000 + 15,000 = 50,000 \leq 4,515,000 \times 30\%$$

$$\therefore 50,000$$

$$48,000 \times \begin{cases} 4\% = 1,920 \\ 6\% = 2,880 \end{cases}$$

$$(2) (17,000 + 15,000) - 2,000 = 30,000$$

$$\text{※} 30,000 \times 79.79\% = 23,937$$

$$\text{※} 2,663,000 - 50,000 - 180,000 = 2,433,000$$

$$\therefore 79.79\%$$

$$\textcircled{1} \text{イ} \quad 23,937 \times \frac{2}{5} = 9,574.8$$

$$\text{ロ} \quad (108,680 - 1,000) \times 10\% = 10,768$$

$$\text{ハ} \quad \text{イ} < \text{ロ} \quad \therefore 9,574.8$$

$$\textcircled{2} \text{イ} \quad 23,937 \times \frac{3}{5} = 14,362.2$$

$$\text{ロ} \quad (163,020 - 1,500) \times 10\% = 16,152$$

$$\text{ハ} \quad \text{イ} < \text{ロ} \quad \therefore 14,362.2$$

$$(3) \quad (1) + (2) = \left\{ \begin{array}{l} 11,495 \\ 17,243 \end{array} \right\} \quad [\text{円未満切上}] \quad \boxed{2}$$

6. 配当割額控除

$$5,400 \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{2}{5} = 2,160 \\ \frac{3}{5} = 3,240 \end{array} \right\} \quad \boxed{2}$$

7. 株式等譲渡所得割額控除

$$20,000 \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{2}{5} = 8,000 \\ \frac{3}{5} = 12,000 \end{array} \right\} \quad \boxed{2}$$

$$8. \quad 1 - 2 - 3 - 4 - 5 - 6 - 7 = \left\{ \begin{array}{l} 40,605 \\ 60,977 \end{array} \right.$$

VI 均等割額

X 県民税 1,500

Y 市民税 3,500

VII 県民税及び市民税の額

X 県民税 42,100

Y 市民税 64,400

$$V + VI = \left\{ \begin{array}{l} 42,100 \\ 64,400 \end{array} \right\} \quad [\text{百円未満切捨}]$$

【甲の妻の税額】

X 県民税 11,700

Y 市民税 18,800

1. 所得割額

610,000 > 350,000 $\therefore$ 所得割課税

(1) 610,000 - 330,000 = 280,000 (課総)

$$(2) \quad 280,000 \times \left\{ \begin{array}{l} 4\% = 11,200 \\ 6\% = 16,800 \end{array} \right.$$

(3) 610,000 $\leq$ 2,000,000

50,000 < 610,000 $\therefore$ 50,000

$$50,000 \times \left\{ \begin{array}{l} 2\% = 1,000 \\ 3\% = 1,500 \end{array} \right.$$

$$(4) \quad (2) - (3) = \left\{ \begin{array}{l} 10,200 \\ 15,300 \end{array} \right.$$

2. 均等割額

1,500 (X県), 3,500 (Y市)

$$3. \quad 1 + 2 = \begin{cases} 11,700 \\ 18,800 \end{cases}$$

【甲の長男の税額】

X県民税 — 1,262,000 - 650,000 = 612,000 (合所)

Y市民税 — 未成年者で 612,000 ≤ 1,250,000

∴ 住民税非課税 2

【甲の長女】

X県民税 2,100

Y市民税 4,400

1. 所得割額

360,000 > 350,000 ∴ 所得割課税

360,000 - 330,000 = 30,000 (課総)

$$(1) \quad 30,000 \times \begin{cases} 4\% = 1,200 \\ 6\% = 1,800 \end{cases}$$

(2) 30,000 < 2,000,000

30,000 < 50,000 ∴ 30,000

$$30,000 \times \begin{cases} 2\% = 600 \\ 3\% = 900 \end{cases} \quad \text{2}$$

$$(3) \quad (1) - (2) = \begin{cases} 600 \text{ (X県)} \\ 900 \text{ (Y市)} \end{cases}$$

2. 均等割額

1,500 (X県), 3,500 (Y市)

$$3. \quad 1 + 2 = \begin{cases} 2,100 \text{ (X県民税)} \\ 4,400 \text{ (Y市民税)} \end{cases}$$

【甲の妻の母】

I 各種所得の金額

山林所得 2,030,000 2 (1) 7,500,000

(2) (7,500,000 - 2,440,000) × 50% + 2,440,000 = 4,970,000

(3) (1) - (2) > 500,000 ∴ 500,000

(4) (1) - (2) - (3) = 2,030,000

利子所得 — 社債の利子は、利子割課税のため所得割課税除外

※ X県民税利子割額

13,000 × 5% = 650

譲渡所得

(分離短期) 6,800,000

(1) 分短 (i 土地)

(分離長期) 19,500,000

19,000,000 - (12,000,000 + 200,000) = 6,800,000

(2) 分長

① h 土地

$$59,000,000 - (45,000,000 + 500,000) = 13,500,000$$

② j 土地

$$36,000,000 - (29,000,000 + 1,000,000) = 6,000,000$$

③ ①+②=19,500,000

II 課税標準

短期譲渡所得の金額	6,800,000
長期譲渡所得の金額	19,500,000
山林所得金額	2,030,000
	28,330,000

III 所得控除

寡婦控除	—
基礎控除	330,000
	330,000

死別だが扶養親族等がなく28,330,000>5,000,000のため該当しない。②

IV 課税所得金額

課税短期譲渡所得金額	6,470,000
課税長期譲渡所得金額	6,000,000
課税山林所得金額	2,030,000

$$6,800,000 - 330,000 = 6,470,000$$

$$19,500,000 - \text{※} 13,500,000 = 6,000,000$$

$$\text{※ } 13,500,000 < 20,000,000 \quad \therefore 13,500,000 \quad \text{②}$$

V 所得割額

X県民税	433,120
Y市民税	649,680

1. 算出所得割額

(1) 課山

$$2,030,000 \times \begin{cases} 4\% = 81,200 \\ 6\% = 121,800 \end{cases}$$

(2) 課短

$$6,470,000 \times \begin{cases} 3.6\% = 232,920 \\ 5.4\% = 349,380 \end{cases} \quad \text{②}$$

(3) 課長

$$6,030,000 \times \begin{cases} 2\% = 120,000 \\ 3\% = 180,000 \end{cases}$$

$$(4) (1) + (2) + (3) = \begin{cases} 434,120 \\ 651,180 \end{cases}$$

2. 調整控除

$$2,030,000 > 2,000,000$$

$$50,000 - (2,030,000 - 2,000,000) = 20,000 < 50,000$$

$$\therefore 50,000$$

$$50,000 \times \left\{ \begin{array}{l} 2\% = 1,000 \\ 3\% = 1,500 \end{array} \right\} \quad \boxed{2}$$

$$3. \quad 1 - 2 = \left\{ \begin{array}{l} 433,120 \\ 649,680 \end{array} \right.$$

Ⅵ 均等割額

X 県民税	1,500
Y 市民税	3,500

Ⅶ 県民税及び市民税の額

X 県民税	434,600	$V + VI = \left\{ \begin{array}{l} 434,600 \\ 653,100 \end{array} \right\}$ 〔百円未満切捨〕
Y 市民税	653,100	

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

各項目についての配点は、あくまでも参考にしてください。

▶合格ライン◀

第二問の合格ラインは、40点～42点。合計得点で78点～80点程度が合格ラインとなるだろう。

●おわりに

暑い最中の税理士試験、ご苦労様でした。

皆様の1年でも早い官報合格を心から祈ります。